

新公審査答申（情）第29号
令和7年5月15日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和6年4月30日付け、新人第96号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和5年9月15日付け新総務第1471号の2により行った一部公開決定は、これを取り消し、改めて公開決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和5年9月3日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、座席表（内線、外線）の分かる資料（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和5年9月15日、実施機関は、本件請求文書を特定し、そのうち一部が、条例第6条第6号カに該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年11月2日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和6年4月30日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。

部長の電話番号は、市民の問い合わせに絶対必要なので公開してほしい。

課長段階でもちゃんと答えてくれなかったときに部長に連絡する必要がある。直接ダイヤルできないとまわしてくれないことが多い。そのため市民がちゃんと説明を求めるために部長の電話番号が絶対必要である。

部長であっても市民の意見は聞くべき。当然、担当者や課長補佐や課長に言っても納得できないときもある。市役所職員の職位に関わらず市民の気持ちを汲み取るのも仕事だと思う。

市民の意見を聞き、話し合う姿勢を示すべきであり、そのためにも、部長の直通電話番号を公開すべきであると考えているため、納得できない。座席表のうち、一部の電話番号等を非公開とする行為は、市民の意見を聞かないとする行為だと思うがどう考えているのか。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本市業務に係る市民からの問い合わせ、ご意見等については、先ずは当該業務を担当する所属が窓口となって対応し、必要に応じて部長等上席に報告、相談するのが、本市における基本的な業務フローとなっている。日頃、市民から市役所に寄せられる電話の件数は膨大であり、仮にその内の一部とは言え、部長が直接対応するとすれば、通常の部長職としての事務遂行に支障を及ぼすことが容易に推測されるため、新潟市情報公開条例第6条第6号カ（その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ）に基づいて、部長席への直通外線番号（既に職員録で公開されている番号を除く。）については公開せず、一部公開決定としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求文書の一部が条例第6条第6号カに該当するとして、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。

また、前述第3の審査請求人の主張及び第4の実施機関の主張から、本件審査請求の趣旨が、特定職員の内線及び外線番号（以下「内線外線番号」という。）の公開であると解して、以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 条例第6条第6号カは、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」として、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」と定められている。

前述第4の実施機関の主張では、条例第6条第6号カの該当性について、当審査会は、容易に判断できなかった。そこで、実施機関に対し、「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとする事例や件数など具体的な説明を求めたが、把握している事実及び想定されるおそれについての具体的な説明はなかった。

また、当審査会においても本件対象文書に記載されている内線外線番号を見分けたが、いずれの記載部分においても条例第6条第6号カの該当性を見出すことはできなかった。

(2) したがって、条例第6条第6号カに該当するとする実施機関の主張には十分な論拠を見出すことができないため、本件対象文書に記載されている内線外線番号については公開することが妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 6年 4月30日	実施機関の諮問書を受理
令和 7年 1月20日	審査会開催（第1回）
令和 7年 3月 4日	審査会開催（第2回）
令和 7年 5月12日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子